

## 職員給与規程

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 職員就業規則第21条の規程により、特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会（以下；法人という）職員の給与については、本規程の定めるところによる。

#### (均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条または社会的身分を理由として差別的な取扱いはしない。

#### (男女均等待遇)

第3条 職員の男女の性別を理由として差別的な取扱いをしない。

#### (給与の体系)

第4条 職員の給与の体系は以下に掲げるものとする。

- (1)基本給
- (2)役職手当
- (3)通勤手当
- (4)その他の手当

#### (給与締切日、支払方法および支払日)

第5条 給与は月の1日から起算し、月末日に締め切り計算する。

- 2 支払いは、職員に直接支払うものとする。
- 3 給与は毎月5日に支払う。ただし、支給日が法人の休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。ただし、介護事業部は25日支払いを基準とする。

#### (臨時の支払)

第6条 前条1項の規程にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、職員または遺族の請求がある時、給与支払日の前であっても、一ヶ月のうち既往の労働日数に応じ、日割計算して支給する。

- (1)職員の死亡、解雇、または退職した場合。
- (2)前号のほかに、理事長が止むを得ない事情があると認めた場合。

#### (給与の計算方法)

第7条 所定の勤務時間の全部または一部について従事しなかった場合は、その時間についての給与は支給しない。

- 2 前項の場合において、別に定める所定の休暇に該当する場合はその限りではない。
- 3 昇給した職員の給与は、発令日が月中である場合には日割り計算する。
- 4 一給与計算期間において発生した一円未満の端数は一円単位に切り上げる。
- 5 中途採用された職員の給与は日割り計算による。

#### (給与からの控除)

第8条 給与から控除される項目は以下の通りとし、毎月の給与支払いの時、これを控除するも

のとする。

- (1)源泉所得税
- (2)雇用保険料
- (3)社会保険料（厚生年金保険・健康保険）
- (4)住民税

## 第2章 本俸

（給与の形態）

第9条 職員の給与は月給制とする。

- 2 職員の基本給については、前職、経験、能力、技術などを勘案し、理事長が裁定する。

（昇給）

第10条 昇給は現在の該当する号を受けるに至った時から、6ヶ月以上勤務した者につき、理事長が決定する。

（降給）

- 第11条 降給は、法人の財政状態が著しく悪化した場合等、止むを得ない場合行うことができる。
- 2 降給は、個人の勤務実績、能力が著しく悪化し、その任に堪えられなくなった場合、または懲戒処分を受けた者に、その都度理事長が勘案して行うことができる。

## 第3章 手当・賞与・退職金

（手当の額）

第12条 職員に対して第4条第2号及び第3号に定める手当を、別表に定める通り支給する。

（賞与の額）

- 第13条 職員に対して賞与は、職員の出勤状況、勤務成績、法人の財政状況を考慮の上、理事長が裁定する。
- 2 賞与は、6月及び12月に支給する。
  - 3 対象者は過去の半年の就業率によって下記の支給基準日に在籍する職員とする。ただし、就業期間が半年に満たない場合は月割とする。
    - ・夏期；5月31日
    - ・冬期；11月30日

（退職金）

第14条 職員の退職金は、別表に定めるところにより、支給する。

## 第4章 改廃

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、理事長が発案し、法人理事会の決議によって行われる。

附則；この規程は2009年4月1日から施行する。

- ・2016年7月28日改定

【別 表】

①各手当

- (1)役職手当；役職手当は、役職者に対し、基本給月額額の100分の10から100分の30までの割合を基準として理事長が裁定した額を基本給に合わせて支給する。
- (2)通勤手当；公共交通機関利用のみ、月額実費を支給する。その他車両などを利用する者については、一定額内において支給することがある。
- (3)その他の手当；超過勤務手当及び休日出勤手当等は、次の算式によって支給する。

i) 平日の時間外労働

$$\frac{\text{基本賃金}}{8 \times \text{該当月の勤務すべき日数}} \times \text{時間外勤務時間} \times 1.25$$

ii) 休日出勤労働

$$\frac{\text{基本賃金}}{8 \times \text{該当月の勤務すべき日数}} \times \text{時間外勤務時間} \times 1.35$$

iii) 深夜労働

$$\frac{\text{基本賃金}}{8 \times \text{該当月の勤務すべき日数}} \times \text{時間外勤務時間} \times 1.5$$

\*ただし、役職者について、及び職員のボランティア事業活動時間はこれに含まない。

②退職金

- (1)常勤職員及び契約社員のための支給とする。
- (2)支給額については、以下の通りとする。

勤務年数	常勤職員	契約職員
3年未満	支給額なし	支給額なし
3年～5年未満	50,000円	30,000円
5年～7年未満	最終給与の1/2月分	50,000円
7年～10年未満	最終給与の1ヶ月分	最終給与の1/2月分
10年～15年未満	最終給与の2ヶ月分	最終給与の1ヶ月分
15～20年未満	最終給与の3ヶ月分	最終給与の2ヶ月分
20～30年未満	最終給与の4ヶ月分	最終給与の3ヶ月分
30年以上	最終給与の5ヶ月分	最終給与の3ヶ月分

- (3)懲戒処分等により、退職する者については支給しない。
- (4)パート職員については、謝金として理事長の判断において、支給することができる。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ホームレス自立支援 市川ガンバの会	事業年度	29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日
-----	-------------------------------	------	----------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費	／ 600,000 円
寄付金	／ 6,516,328 円
委託金	24,417,982 円
交付助成金	1,740,000 円
自立準備ホーム利用料	410,000 円
貸付金返済	440,000 円
一般会計受入額	4,200,000 円
特別会計受入	6,330,000 円
預かり保証金	1,244,500 円
生活支援事業	969,800 円
居宅介護事業	14,717,156 円
自費サービス事業	515,540 円
小規模多機能事業	16,298,909 円
清掃委託事業	894,000 円
補助金収入	1,200,000 円
墓地使用料	280,000 円
その他	2,030,027 円
合 計	68,111,252 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
居宅支援のための貸付金 合計6名	595,000円	無利息(生活保護費等から金額に応じて返済期間を定める)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

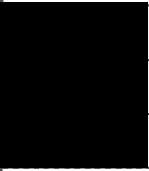
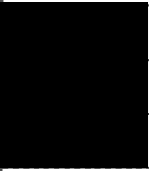
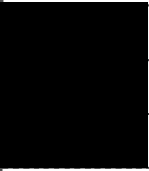
(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
無料職業紹介	円	無料
許可番号 12-ム-300006	円	許可年月日 平成22年1月1日
訪問介護・介護予防訪問介護	円	障害者総合支援法に基づく
事業所番号 1270803180	円	許可年月日平成23年10月1日
居宅介護・重度訪問介護	円	障害者総合支援法に基づく
事業所番号 1212700890	円	許可年月日平成23年11月1日
生活介護・自立訓練(生活訓練)	円	障害者総合支援法に基づく
指定番号 2323701328	円	許可年月日平成27年12月1日
	円	





4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	200,000 円	29.6.26
	200,000 円	29.12.14
	200,000 円	30.1.18
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
給与支給延人員 420人	54,806,589円





認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ホームレス自立支援 市川ガンバの会	チェック欄
-----	----------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	29年4月1日～30年3月31日	8人	0人	0%	0人	0%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		8人	0人	0%	0人	0%

㉔ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款 第28条 「総会における正会員の表決は、1人(1団体)1票とする。」	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ホームレス自立支援 市川ガンバの会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		8人	人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
副田 一朗	[Redacted]	理事長		○						就任 平成 14. 12. 14
篠塚 正彦		副理事長		○						就任 平成 14. 12. 14
吉成 隆		理事		○						就任 平成 16. 12. 14
山口真理子		理事		○						就任 平成 24. 7. 1
山本 美香		理事		○						就任 平成 25. 4. 25
眞島 豊		理事		○						就任 平成 26. 7. 1
伊見 真希		理事		○						就任 平成 26. 7. 1
谷口 壽子		監事		○						就任 平成 14. 12. 14

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	コンピューター出力	毎日	7年
仕訳日計表	コンピューター出力	四半期	7年
総勘定元帳	コンピューター出力	四半期	7年
残高試算表	コンピューター出力	四半期	7年

(記載要領)

- ① 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ② 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ③ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ④ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要がある。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>



**認定基準等チェック表 (第7表)**

法人名	特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会
-----	------------------------------

**認定基準等チェック表 (第7表)**

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

**「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領**

項目	記載要領	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「a」から「e」)を示したものです。

### 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ホームレス自立支援 市川ガンパの会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります <sup>(注3)</sup> ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	----------------------------------	--------------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	--------------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input type="radio"/>

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	---	--------------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。